

令和8年度 集団指導

看護小規模多機能型居宅介護編

目次

- 1 基本方針について
- 2 各基準における留意事項について
 - 2-1 人員基準について
 - 2-2 設備基準について
 - 2-3 運営基準について
- 3 運営指導時によくある指摘事項

1 基本方針について

指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第62条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(基準第170条)

※留意点

訪問看護と小規模多機能型居宅介護の基本方針については、以下のとおりとなる。

・訪問看護（基準第59条）

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

・小規模多機能型居宅介護（基準第62条）

要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。



2 各基準における留意事項について

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護を行うにあたっては、以下の人員が必要となる。

1. 看護小規模多機能型居宅介護従業者

(1) 夜間及び深夜の時間帯以外

- ・ 常勤換算方法で通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を常勤換算方法で2以上。

(2) 夜間及び深夜の時間帯

- ・ 当該時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる者を1以上及び宿泊勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務にあたる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

※留意点

- ・ 上記の従業者は、**1以上の者は常勤の保健師又は看護師**であること。
- ・ 上記の従業者は、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（看護職員）であること。
- ・ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員であること。

(基準第171条)



2 各基準における留意事項について

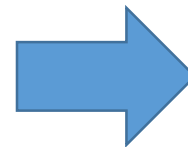
2.介護支援専門員等

- ・登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事する専従の介護支援専門員を配置すること。
※利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する基準第171条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- ・厚生労働大臣が定める研修（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了している者でなければならない。
- ・利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務も可能。また、非常勤でも差し支えない。

（基準第171条第11項から抜粋）

※留意点：介護支援専門員の主な業務

- ①登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを
含めた「居宅サービス計画」の作成
- ②法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の
利用に関する市町村への届出の代行（居宅届）
- ③看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を
記載した「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成



**当該業務に支障が生じている場合は、
他の業種との兼任はできません。**



2 各基準における留意事項について

3.管理者

- ・事業所ごとに常勤専従の管理者を配置すること。

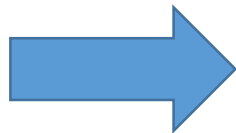
以下の要件を満たすものとする。

- ①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス等の職員又は訪問看護師等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有するもの
- ②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているもの若しくは保健師又は看護師であるもの

(基準第172条：管理者)

※留意点：管理者の業務

- ①事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じうる事象を適時かつ適切に把握する。
- ②職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行う。



**当該業務に支障が生じている場合は、
他の業種との兼任はできません。**



2 各基準における留意事項について

4.代表者

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有するものであって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は、保健師若しくは看護師でなければならない。

(基準第173条)



代表者になる要件

- ・ 特別養護老人ホーム等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者。
- ・ 厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師であること



2 各基準における留意事項について

※サテライトの場合

サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ運営するものである。
そのため、本体事業所の職員により、サテライトの登録者の処遇が適切に行われる（利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある）と認められる場合に限り、人員配置に例外規定が設けられている。

1. 看護小規模多機能型居宅介護従業者（本体事業所と異なる部分のみ掲載）

- ・ 訪問サービスの提供に看護小規模多機能型居宅介護従業者を2人以上。（基準第171条第8項）
- ・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。（基準第171条第9項）
- ・ 看護職員の員数は常勤換算方法で1以上。（基準第171条第10項）

2. 介護支援専門員（基準第171条第13項）

- ・ 本体事業所の介護支援専門員により、サテライトの登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する別に厚生労働大臣が定める研修（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了している者を置くことができる。

3. 管理者

- ・ 本体事業所の管理者を充てることができる。（基準第172条第2項）

※ただし、本体事業所の管理者が保健師又は看護師でないときは、当該者は「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了している必要がある。

※留意点

例外規定の適用を行う場合でも、①登録者の看護小規模多機能型居宅介護計画以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成と②市町村への届出（居宅届）は本体事業所の介護支援専門員が行うこと。



2 各基準における留意事項について

2-2設備基準

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を29人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の2分の1から15人

(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員)

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

(基準第174条：登録定員及び利用定員)

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

※留意点

※サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、通いサービスは12人まで、宿泊サービスは6人まで。



2 各基準における留意事項について

2-2設備基準

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

二 宿泊室

イ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

ロ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下、「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

（基準第175条：設備及び備品等）

※留意点

- ・居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（3㎡/人以上）を確保すること。
- ・宿泊室について、利用者のプライバシーが確保されたものとは、壁や襖のような建具まで要することは求めないが、利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものであることが必要であり、カーテンは認められない。
- ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって、宿泊室の定員が1人の場合宿泊室の面積は6.4㎡程度でよい。



2 各基準における留意事項について

2-3運営基準

1.内容及び手続の説明及び同意

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第182条において準用する第81条に規定する重要事項に関する規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

3～6 (略)

(基準第182条(基準第3条の7準用)：内容及び手続の説明及び同意)

重要事項
説明書にて
記載する内容

(1)第81条に規定する重要事項に関する規程の概要＝「運営規程」の概要

- ①事業の目的及び運営の方針、②従業者の職種、員数及び職務内容、③営業日及び営業時間、
- ④指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員、
- ⑤指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額、⑥通常の事業の実施地域、
- ⑦サービスの利用に当たっての留意事項、⑧緊急時における対応方法、⑨非常災害対策、
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他運営に関する重要事項

(2)看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制

(3)その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

- ①事故発生時の対応、②苦情処理の体制、③提供するサービスの第三者評価の実施状況



2 各基準における留意事項について

2. 受給資格等の確認

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するように努めなければならない。

(基準第182条(基準第3条の10準用) : 受給資格等の確認)

※留意点

被保険者証には、利用者の介護度、認定期間、保険者名等、保険給付を受けるために必要な事項が記載されており、特に地域密着型サービスは、飯塚市に住民票があることが前提に利用できるものとなりますので、被保険者証の住所欄の記載は必ず確認する必要があります。

また、毎年8月1日付けで更新される「負担割合証」も法定代理受領サービスとして、提供される指定看護小規模多機能型居宅介護費についての利用者負担の根拠となるものになるので、毎年確認してください。



2 各基準における留意事項について

3.心身の状況の把握

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(基準第182条(基準第68条準用)：心身の状況等の把握)

4.居宅サービス事業者との連携

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(基準第182条(基準第69条準用)：居宅サービス事業者等との連携)

※留意点

69条1項に関して・・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画を作成し、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の指定訪問看護等の指定居宅サービス等について給付管理を行うこととしている
→利用者が利用する指定居宅サービス事業者とは連携を密にしておかなくてはならない

2 各基準における留意事項について

5. サービス提供の記録

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、当該指定看護小規模多機能型居宅介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(基準第182条(基準第3条の18準用) : サービス提供の記録)

※留意点

- ・ 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日、サービス内容、利用者の心身状況、その他必要な事項を記録し、利用者からの申し出に応じて文書等にて情報を提供しなければならない。
- ・ 2項「適切な方法」に関しては、利用者の用意する手帳に記載する等の対応を行うこと。
- ・ 提供して具体的なサービスの記録は**2年間保存**すること。



2 各基準における留意事項について

6. 利用料等の受領

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
- 三 食事の提供に要する費用 四 宿泊に要する費用 五 おむつ代
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号及び第四号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(基準第182条(基準第71条準用)：利用料等の受領)

2 各基準における留意事項について

※留意点



基準第182条第2項について・・・介護給付の対象となる指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスと明確に区分されるサービスについては以下の方法で別料金の設定してもよい。

- ①利用者に当該事業が指定看護小規模多機能型居宅介護とは別事業であり、介護給付の対象とならないことを説明し理解を得ること
- ②事業の目的、運営方針、利用料等が、指定看護小規模多機能型居宅介護の運営規模とは別に定められていること
- ③指定看護小規模多機能型居宅介護事業の会計と区分していること

- ・ 基準第182条第3項について・・・日常生活において、通常必要となるものに係る費用については、
- ・ 「通所介護における日常生活に要する費用の取り扱いについて（平成12年3月30日老企第54号：厚労省発出）」
- ・ 食事の提供及び宿泊に要する費用については。
- ・ 「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（H17.9.7厚生労働省告示 第419号）」を
- ・ 参考に具体的な範囲を確認すること

※料金関係はトラブルの元となることが多いので、利用開始前にサービス内容を費用に関しては十分な説明を行い、また介護報酬改定等利用者負担額変更の際は、都度利用者・家族に説明を行い、同意を得ること。

2 各基準における留意事項について

7.指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針

指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(基準第176条：指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

8.指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。
- 二 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 三 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

2 各基準における留意事項について

8.指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

- 四 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に
行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、
理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- 五 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利
用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って
はならない。
- 六 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その
際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 七 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけ
ればならない。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につい
て、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。
 - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 八 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 各基準における留意事項について

8.指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

- 八 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものではあってはならない。
- 九 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- 十 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第179条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。
- 十一 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。
- 十二 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(基準第177条：指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

2 各基準における留意事項について

8. 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

※留意点

基準第177条第1項について

- ・運営推進会議に通りサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けること
- ・サービス提供において通い、訪問、宿泊等の弾力的なサービスを行うことができるが、連泊が増えることで他のサービスに手が回らなくなる等の事態を避けるため各サービスの調整を行うこと

基準第177条第5・6項について

- ・緊急やむを得ない理由については切迫性・非代替性・一時性を満たし、要件の確認等手続きを極めて慎重に行い、具体的な内容については記録すること。（記録は2年間保存）

基準第177条第7項について

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の目的と検討事項

- ①身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ②介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、身体的拘束について報告すること
- ③身体的拘束等適正化検討委員会において、報告された事例を集計し分析すること
- ④事例の分析にあたり、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。



2 各基準における留意事項について

8. 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針

基準第177条第7項について・ ・ 身体的拘束等の適正化のため指針と盛り込むべき項目

- ①事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・ ・ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化に関する研修の内容
→身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の司式の普及・啓発を図るとともに指針に基づき適正化の徹底を行うものとする。なお、研修の実施内容についても記録すること
研修は年2回以上行い、新規採用時は必ず研修を行うこと。

基準第177条第8項について・ ・ 登録定員に比べ著しく少ないとは登録定員の3分の1以下が目安となる

今一度目的と検討事項及び指針における項目が入っているかの確認を行うこと。



2 各基準における留意事項について

9.主治の医師との関係

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師と密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

(基準第178条：主治の医師との関係)

※留意点

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下、「指示書」という）に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならない。

なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師を言い、主治医以外の複数の医師からの指示書の交付をうけることはできない。



2 各基準における留意事項について

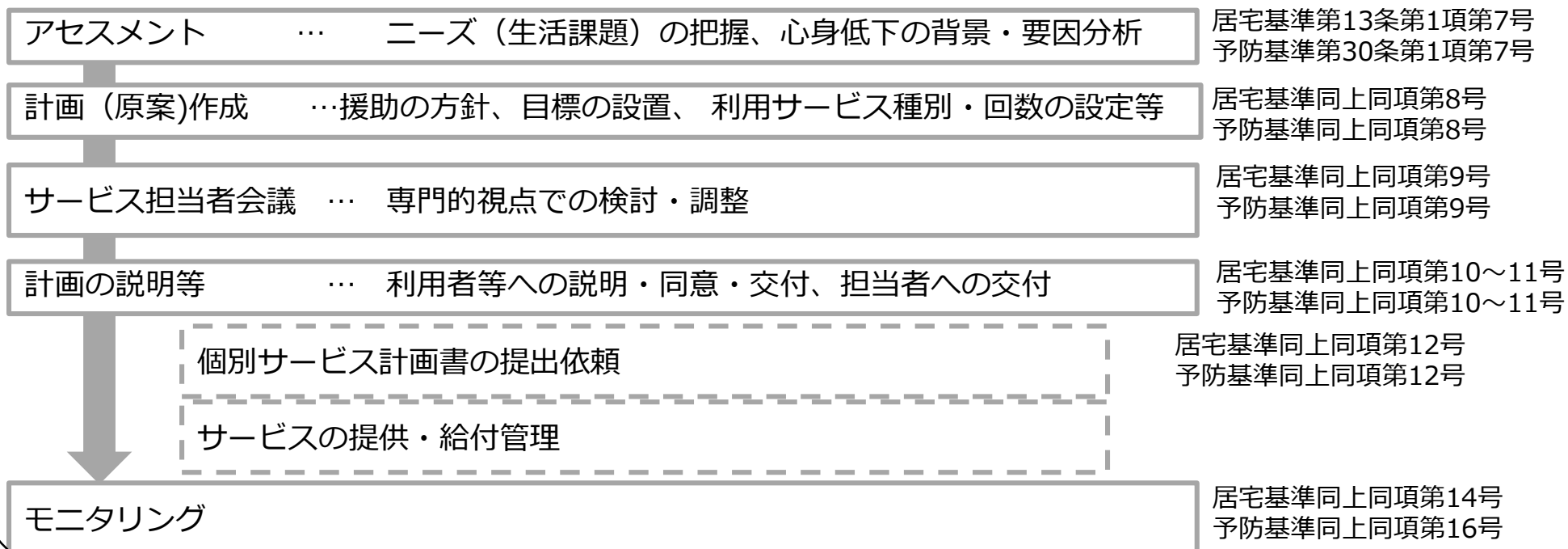
10. 居宅サービス計画の作成

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(基準第182条(基準第74条準用)：居宅サービス計画の作成)

(居宅介護支援等基準に掲げる具体的取り扱い方針：参考)



2 各基準における留意事項について

11. 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
- 5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

2 各基準における留意事項について

11. 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

- 7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。
- 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。
(基準第179条：看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

※留意点

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、内容を説明した上で、**利用者の同意を得る必要があります、計画を利用者に交付し、交付した計画は5年間保存**すること。

(基準上では2年間だが、「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」にて5年間と定めている)



2 各基準における留意事項について

12 介護等

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(基準第182条(基準第78条準用)：介護等)

※留意点

2項について・・・事業者負担により訪問入浴介護等のサービスを行うことは差し支えない。



2 各基準における留意事項について

13 社会生活上の便宜の提供等

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(基準第182条(基準第79条準用)：社会生活上の便宜の提供等)

※留意点

第2項について・・・特に金銭に係るものは書面をもって事前に同意を得るとともに、代行後は都度本人に確認を得ること。



2 各基準における留意事項について

14 緊急時の対応

看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。
(基準第180条：緊急時等の対応)

※留意点

- ・ 協力医療機関は事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。
- ・ 緊急時の円滑な協力のため、あらかじめ協力医療機関との間で必要事項を取り決めておくこと



2 各基準における留意事項について

15 管理者の責務

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に第8章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（基準第182条（基準第28条準用）：管理者の責務）

2 各基準における留意事項について

16 運営規定

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- 五 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

（基準第182条（基準第81条準用）：運営規程）

※留意点

- 三について・・・指定小規模多機能型居宅介護事業所は休業日を設けることは想定していないため営業日は365日と記載すること。
訪問サービスは利用者の随時の要請にも対応することから、24時間と、
通いサービス及び宿泊サービスはそれぞれの営業時間を記載すること。
- 十について・・・虐待防止に係る措置は令和6年4月1日より義務化している。



2 各基準における留意事項について

17勤務体制の確保

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。

ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(基準第182条(基準第30条準用)：勤務体制の確保等)

※留意点

- ・月ごとの勤務表の作成に関しては、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ・調理・洗濯等は利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託もみとめられている。
- ・事業者に対して、**認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが、令和6年4月1日から義務化**されているため注意すること。



2 各基準における留意事項について

18定員の遵守

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事業がある場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定看護小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(基準第182条(基準第82条準用)：定員の遵守)

※留意点

第1項について・・・「特に必要と認められる場合」とは、以下のような場合を指す

- ①介護者が急病のため、急遽事業所にて通いサービスを提供したことにより利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合
- ②事業所にて看取りを希望する登録者に対し、宿泊室にてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超えた場合
- ③登録者全員を集めたサービスの提供により通いサービスの利用者数が定員を超える場合
- ④①～③に準ずる状況により特に必要と認められる場合



CHECK

2 各基準における留意事項について

19 業務継続計画の策定等

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(基準第182条(基準第3条の30の2準用)：業務継続計画の策定等)

※留意点：業務継続計画に記載すべき内容について

【感染症関係】

1. 平時からの備え

体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、
備蓄品の確保等

2. 初動対応

3. 感染拡大防止体制の確立

保健所との連携、濃厚接触者への対応、
関係者との情報共有等

【災害関係】

1. 平常時の対応

建物・設備の安全対策、必要品の備蓄等、
電気・水道などのライフラインが停止した場合の対策

2. 緊急時の対応

業務継続計画発動基準、対応体制等

3. 他施設及び地域との連携

【注意】研修やケアの演習は、それぞれ年1回以上は必ず行い、業務継続計画の具体的内容や緊急時の対応等の理解の励行を行うこと



2 各基準における留意事項について

※BCP計画における好事例 宮城県

- ①東日本大震災の際、72時間以内に全利用者の安全確保と基本的なケアの継続を実現することができました。
この施設のBCPが機能した最大の理由は、「誰が」「何を」「いつまでに」行うかが明確にしてあったことです。
例えば、「災害発生後30分以内に施設長または代理者が対策本部を設置する」「1時間以内に全職員が利用者の安否確認を完了し、チェックリストに記録する」といった具体的な時間軸と担当者が決められていました。



災害時の対応として、「誰が」「何を」「いつまでに」を明確にしており、各々が初動に入りやすい

- ②停電時の対応として「非常用電源を使用する医療機器リスト」を事前に作成し、優先順位をつけていたことも功を奏し、限られた電源容量の中で、人工呼吸器や吸引器など生命に直結する機器を優先的に稼働させることができました。さらに、職員の参集基準も「震度5強以上の地震発生時は、連絡がなくても自主参集する」と明文化されており、通信が途絶えた状況でも多くの職員が駆けつけてきました。



限られた物資をどう使うかを明確にし、物資・時間を無駄なく活用できるように明文化されている。

2 各基準における留意事項について

20.非常災害対策

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(基準第182条(基準第82条の2準用)：非常災害対策)

※留意点：非常災害に関する具体的計画について

計画策定及びこれに基づく消防業務の実施については、防火管理者を置くこととされている事業者では防火管理者が、防火管理者を置かなくてもよいとしている事業所においても防火責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立業務を行わせること。



災害はいつどのようなものが起こるかわからないことから、日頃から関係機関との連絡の確認、避難救出における対応の確認等を行い、いつ発生しても対応が可能なよう、事業所の状況を考慮した非常災害の計画の策定と訓練を行うこと。



2 各基準における留意事項について

21.衛生管理等

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(基準第182条(基準第33条準用)：衛生管理等)

※留意点

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会について
→ 感染対策担当者を定め、**6ヶ月に1回以上は開催**すること。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針
→ 平常時の対策及び発生時の対応を規定 平常時の対策・ ・ 衛生管理・ ケアに係る感染対策等
発生時の対応・ ・ 状況把握・ 拡大防止・ 関係機関との連携等

※記載内容の例については、介護現場における感染対策の手引きを参照

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
→ **研修・訓練については年1回以上行い、研修の実施内容は記録すること**



2 各基準における留意事項について

22. 協力医療機関

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(基準第182条(基準第83条準用)：協力医療機関)

※留意点：第3項について

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等とのバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整える必要があることを規定している。

これらの施設から利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、**当該協力医療機関等との間で必要事項を取り決めておくこと。**

なお、協力医療機関・協力歯科医療機関は事業所から近距離のところが望ましい。



2 各基準における留意事項について

23. 掲示

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(基準第182条（基準第3条の32準用）：掲示)

※留意点：重要事項の掲示・ウェブサイトへの掲載について



- ・事業所の見やすい場所とは介護サービスの利用申込者、利用者及びその家族に対して見やすい場所を表す。
- ・介護従業者の勤務体制については、職種ごと常勤・非常勤ごとの人数を掲示する者であり、介護従業者の氏名までは掲示の必要はない。
- ・重要事項のウェブサイトの掲載は令和7年4月1日より適用開始している。

2 各基準における留意事項について

24.秘密保持

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(基準第182条(基準第3条の33準用) : 秘密保持等)

25.広告

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(基準第182条(基準第3条の34準用) : 広告)

2 各基準における留意事項について

26. 苦情処理

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5～6 (略)

(基準第182条(基準第3条の36準用)：苦情処理)

※留意点

- ・第1項の「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順などの概要を明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書・苦情に対する対応の内容についても併せて記載し、事業所に掲示することを指す。
- ・苦情処理の記録は、2年間保存すること。



苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるという認識を持ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質向上に向けた取り組みを行うこと。

2 各基準における留意事項について

27.地域との連携等

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が所在する市町村の職員又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動の状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(基準第182条(基準第34条準用)：地域との連携等)

2 各基準における留意事項について

28.事故発生時の対応

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(基準第182条(基準第3条の38) : 事故発生時の対応)

※留意点

- ・ 事故が発生した場合は、発生日から5日以内に「事故報告書」の提出すること。
- ・ 「死亡に至った事故」や「医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故」及び、「事故報告書」の「4 事故の概要」に記載されている「事故の種別」に該当する事象が発生した場合は、届出すること。
- ・ その他、事故報告の提出の必要があるか疑義が生じた場合は、市に確認を行うこと。



2 各基準における留意事項について

29.虐待の防止

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基準第182条(基準第3条の38の2準用) : 虐待の防止)

※留意点：虐待に関する措置は以下の観点を重視すること（令和6年4月1日より義務化）

- ①虐待の未然防止・・・従業者として責務・対応を正しく理解すること
- ②虐待等の早期発見・・・相談体制・通報窓口の周知や届出等の対応をとること
- ③虐待等への迅速かつ適切な対応・・・発生した場合、速やかに市町村に通報するとともに虐待の調査協力に努めること



2 各基準における留意事項について

29.補足（虐待の防止）

1.虐待の防止のための対策をする委員会（虐待防止検討委員会）



虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会

構成員・・・管理者をはじめ、事務所外の専門家を含む幅広い職種での構成が望ましい

【委員会での検討事項】

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2.虐待の防止のための指針



指針に盛り込むべき項目

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 | ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |
| ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 | ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |
| ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 | ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 |
| ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 | ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |
| ⑨その他虐待の防止のために必要な事項 | |

2 各基準における留意事項について

29.補足（虐待の防止）

③虐待の防止のための従業者に対する研修

【研修の内容】

- ・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するもの
- ・事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの

→事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**年1回以上**の研修を行い、特に新規採用時は必ず実施すること

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

①～③の掲げる措置を適切に実施するため、担当者を設置すること。

（虐待防止検討委員会の責任者と同一人物が行うとよい。）



2 各基準における留意事項について

30.会計の区分

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(基準第182条 (基準第3条の39準用) : 会計の区分)

※留意点：具体的な会計処理の方法等について

- ・「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」
- ・「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）」
- ・「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）」を参照。

なお、報告は令和6年度の法改正により、施設所在地を管轄する都道府県知事に対して会計年度終了後、3月以内に「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」を使用して報告することとされている。



2 各基準における留意事項について

31. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

(基準第86条の2：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

※留意点

令和6年度改正で新設し、令和9年4月1日から義務化予定。(令和9年3月31日までの間は努力義務規定)
介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置と開催が規定された。
委員会の開催頻度に定めはないが、委員会の開催が形骸化することがないように留意して行うものとされている。

なお、委員会は他に事業運営に関する会議(例えば、事故発生防止のための委員会等)を開催している場合、一体的に設置運営することとして差し支えない。

【参考】介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン



2 各基準における留意事項について

32.記録の整備

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 居宅サービス計画
- 二 看護小規模多機能型居宅介護計画
- 三 第177条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第178条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- 五 第179条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書
- 六 第182条において準用する第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 七 第182条において準用する第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- 八 第182条において準用する第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- 九 第182条において準用する第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 十 第182条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(基準第181条：記録の整備)

※留意点

- ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合は、主治の医師による指示の文書及び看護小規模多機能型居宅介護報告書については診療記録の保存でよい。
- ・2項の「完結の日」について・・・ここでは、**第一号から第九号**での記録については、個々の利用者につき契約の終了（契約の解約・解除・他施設への入所・利用者の死亡・利用者の自立）の一連の**サービス提供が終了した日**、**第十号**の記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の**記録を公表した日**とする。

なお、保存年限は基準上では2年間だが、「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に則り、居宅サービス計画、看護小規模多機能型居宅介護計画、主治の医師による指示の文書、看護小規模多機能型居宅介護報告書、提供した具体的なサービスの内容等の記録交付した計画は**5年間保存**すること。



2 各基準における留意事項について

	主な指摘事項	基準
1	アセスメントを実施した際に、「いつ」「誰と」面談したのか記録上、確認ができない。 (居宅基準第13条第1項第7号)	基準第74条第2項 (計画の作成)
2	サービス担当者会議において、居宅サービス計画の原案に位置付けた各サービスの担当者から専門的な見地からの意見を求めている。 (居宅基準第13条第1項第9号)	基準第74条第2項 (計画の作成)
3	作成した居宅サービス計画書を居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所の担当者に交付していることが記録上確認できない。(医療系サービス含む) (居宅基準第13条第1項第11号及び第19号)	基準第74条第2項 (計画の作成)